

# 第1回兵庫県規制改革推進会議 議事要旨

1 開催実績 令和5年12月21日(木) 10:00～11:30 県庁3号館第2委員会室

2 出席委員 岸 敏幸 (兵庫県経営者協会専務理事)  
新保 奈穂美 (兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科講師)  
中後 和子 (学校法人和弘学園理事長・明舞幼稚園長)  
中川 丈久 (神戸大学大学院法学研究科教授)  
那須 健 (日本労働組合総連合会兵庫県連合会事務局長)  
三宅 康成 (兵庫県立大学環境人間学部教授)

(五十音順)

(オブザーバー)

庵途 典章 (県町村会会長(佐用町長))

※門 康彦 (県市長会会長(淡路市長)) は代理出席

## 3 審議の内容

### (1) 規制改革推進会議設置要綱について

委員長に中川委員、委員長代理に三宅委員を選出

### (2) 審議事項

＜令和5年度の新たな個別審議項目・報告事項＞

#### ① 工事完成図書の紙図面提出の見直し

(オブザーバー)

電子データで保管するのはよいが、何かあった時にすぐ取り出す必要もある。そのため、市町では全て電子化せずに紙で提出を受けているものもあるが、紙での提出が必要なものの判断は各市町に任せるといふことか。

(事務局)

本提案は県発注工事を対象としているため、それ以外の工事は各事業主体の判断である。県発注工事についても、全てを電子化するわけではなく、保証書や取扱説明書など必要なものについては、意見を聞いた上で残すことを検討している。

(オブザーバー)

実際に現場に持って行き調査することもあるので、紙で納品して保管することが必要なものもある。県の考えも参考にして、市町でも合理的に要不要の判断をしたい。

(委員)

回答では、保証書や取扱説明書等は除くとあるが、何を除くのか具体的には決まっていない。実際に図書を現場に持って行って使うのは、どのような場面か。

(オブザーバー)

建物の完成後、改修やメンテナンスを行う必要があり、その際に書類を持って行き、状態の確認や不具合の有無などの調査を行っている。

(委員)

その際に取扱説明書等が必要ということか。そのようなものでも、事業者が電子的に納品したいといえ、受け容れるという回答か。

(事務局)

事業者にとっては全て電子というのが効率的であろうが、保証書など紙で備え付けておく必要があるものもあり、そのようなものは検討の上除外するという回答だ。オブザーバーの言うように、現場の意見や使用頻度などを踏まえた上で、除外する範囲の検討を行う。

(委員)

どこまで除外するかは当会議で決めずに、現場の声などを聞きながらその範囲を決めていくということか。

(事務局)

そのとおりである。

(委員)

現在はCDやDVDで電子納品しているとのことだが、提出や保管の手間は残る。今後クラウド等での提出については検討しているのか。

(所管部局)

現在、他部局でオンライン納品の導入が検討されており、当部でもそのシステムに乗り入れ可能か検討中である。クラウドから直接、県のサーバーへ提出するなどの方法も検討したい。

(委員)

準備が整えば、基本的には全部オンラインで進めていくということか。

## 《審議を踏まえた対応方針》

所管部局の対応案どおりの方針とする。

## ② 主任介護支援専門員研修受講資格の見直し

(委員)

国での検討状況は。

(所管部局)

国の資料に、要件の明確化について記載があったため確認したところ、今年度中には考え方や方向性を示すとの回答があった。

(委員)

国に対し、本提案の意見を反映するよう、要望することもできるのでは。

(所管部局)

国にも同様の声が届いており、また我々も、本提案のような声が届いていることを伝えて検討を要請しており、国ではこれらも踏まえて検討が進められていると認識している。

(委員)

長崎県の定める要件は、国としてどういう扱いなのか。

(所管部局)

国のガイドラインでは、介護支援専門員として従事したことが要件になっている。長崎県では、この解釈として、地域包括支援センターでの業務も含めると取り扱いを定めている。この判断が都道府県により異なるため、国で明確化する方向で検討を行っている

(委員)

長崎県が先行的にやっているということか。

(所管部局)

どの府県でも国のガイドラインに沿って要件を定めているが、長崎県は地域包括支援センターの業務も含めて要件にしていたということだ。我々も、今回の提案や国の方向性も踏まえ、要件について反映するよう検討を行う。

(委員)

ほぼ提案通りとなりそうだ。

### 《審議を踏まえた対応方針》

所管部局の対応案どおりの方針とする。

## ③ 県税徴収金収納事務における原符等保管の見直し

(委員)

コンビニで収納する際に、店舗には電子的に納税者等の情報が残らない仕組みか。

(所管部局)

どの納付書でいくら支払われたかといった収納情報は、電子データで把握する。実際にコンビニの窓口では、バーコードのスキャン漏れや、領収印の押印漏れなどが発生しており、これにより収納データと現金、原符、領収済通知書の金額が一致しないトラブルが発生した際に、確認のため紙の原符等が必要となる。

(委員)

原符等の保管を電子化しようとすると、コンビニ側でシステム変更や、取り扱いを変える必要があるか。

(所管部局)

原符のスキャンを取る場合、店舗の手間が増える恐れがある。収納代行業者に確認したところ、現段階でそのような要望はないとのことだった。電子データでの保管容認の要望があれば、次回の契約までに検討していきたい。

(委員)

この提案は事務局からされているが。

(事務局)

本提案は、日本フランチャイズチェーン協会が国に対して提案を行ったもので、国では各地方自治体で判断すべき内容であるとの回答だった。一部コンビニでは現にスキャン等により電子データでの保管を行っているところもあり、少しでも簡素化やコストの低減に繋がればと思い提案した。

(オブザーバー)

県が行う場合は、市町にも同様の要望が予想され、影響が大きいので、市町への調整もお願いしたい。コンビニ窓口での収納は人の手を介すので、間違いが起きるのは致し方なく、そういった点もよく考慮する必要がある。

(委員)

コンビニにとっては、似たようなものは全て同じ扱いにしてほしいと思うので、自治体だけの問題にとどまらないかもしれない。コンビニや市町など、まずはよく問題状況の把握が必要だ。

《審議を踏まえた対応方針》

所管部局の対応案どおり、状況を把握の上今後検討する。

④ 住宅改修業者登録申請の添付書類の簡素化

(委員)

意見無し

《審議を踏まえた対応方針》

所管部局の対応案どおりの方針とする。

⑤ 建築物環境性能評価の市町条例との関係の見直し

(委員)

県の CASBEE と神戸市の CASBEE 神戸の関係性は。

(事務局)

評価方法など、基本的にはほぼ同じだが、CASBEE 神戸では県の CASBEE に市が設定した重点項目を加えている。神戸市では、CASBEE を継続して使うのではなく、省エネの項目に特化したいと考えている。住民にとって CASBEE の評価は分かりづらいため、目安の光熱水費などが表示され、より分かりやすい省エネ性能表示に重点的に取り組み、そこからの周知を考えている。

(委員)

省エネ性能表示は県全域で取り組まなければならないのか。

(事務局)

法律のためそのとおりである。

(委員)

CASBEE は法律ではどうなっているのか。

(事務局)

CASBEE は法的には義務づけられておらず、各自治体の判断である。事務局で確認したところ、現在都道府県では 10 府県、市では 15 市程度で導入されている。

(委員)

CASBEE の目的やターゲットと、省エネ性能表示の目的やターゲットは、どのくらい重なっているのか。

(事務局)

CASBEE は 2,000 m<sup>2</sup>以上の建物に適用されるので、省エネ性能の方が対象は広くなる。神戸市としては、CASBEE 対象の建物が省エネ性能表示に取り組む際に、同じような評価を重複してする必要があるため、緩和してほしいということだ。

(委員)

CASBEE は条例で義務づけられているが、省エネ性能表示が必要になると、両方の評価を行うのは大変ということか。

(事務局)

事業者にも負担になるということだ。

(委員)

かなり大きな話だ。

(事務局)

兵庫県では、環境にとっても力を入れているため条例で CASBEE を義務づけているが、他府県では義務づけしていないところもある。福岡市では対象を 5,000 m<sup>2</sup>以上にするなど、さらに大規模のものに絞っている自治体もある。

(委員)

CASBEE で評価された後に、一定ランク以下の建物を建ててはいけない、というようなことがあるのか。評価して終わりという状態なのか。

(所管部局)

建築主が大きい建物を建てる際、自分の敷地内には様々な工夫をするが、外部空間までの配慮は難しい面がある。CASBEE は省エネだけでなく、例えば景観や緑化など、地球環境を考えるとこの規模の、幅広い概念の中で取り組んでいる。CASBEE の評価は、建築主や設計者が周囲の環境に与える影響を考える一つのよいきっかけとなっており、そこに重点をおいている。またホームページでもその評価を公表している。

条例上、一定以上の評価が必要ということはないが、あまりにも環境への配慮が不十分なものは指導や助言が可能である。また、例えば民間都市再生事業など大規模プロジェクトの際に、一定以上の評価を受けると容積率を緩和するなど、インセンティブを与える使い方もされている。

(委員)

インセンティブや指導・助言の枠組みがあれば、取り組む事業者も増えるだろうし、無くすべきではないと思う。ただ、事業者の負担が大きいのも理解できるので、二度手間にならないように、CASBEE の一部を抜き出せば省エネ表示になるような、効率的な仕組みにできればよいのではないかと。

(所管部局)

国の制度では、省エネ性能表示の他にも、住宅品質確保法（住宅性能表示制度）において断熱性能等級を新設しているので、CASBEE との重ね合わせを整理したいと考えている。

(委員)

検討をお願いします。

(委員)

県の CASBEE と比べ CASBEE 神戸には重点項目があり、厳しい基準かと思うが、今回の提案は省エネ性能に関する評価だけをやり、せっかく作った CASBEE 神戸については事業者が強いたくないということか。

(事務局)

神戸市が条例を制定した当時は、CASBEE だけでは不十分だという思いがあり独自の CASBEE 神戸を作ったのかと思うが、現在は国も省エネに力を入れており、神戸市としてもそこに注力したく、CASBEE との関係を整理したいということだ。

(委員)

省エネ性能に注力して住民や事業者に普及したいという神戸市の意図も分かるが、それならば CASBEE 神戸に省エネに関する項目をもっと追加する方法もあるのかと思う。CASBEE や CASBEE 神戸の目的である、環境への影響というのが少し置き去りにされている感じがする。神戸市の意図をもっと確認したい。

(事務局)

事業者の負担など考えての提案ではあるが、今日の意見についても伝えていきたい。

(委員)

県としては、提案により CASBEE 神戸の届出が任意になると、CASBEE 神戸に取り組まない事業者が出てくるという危惧をしているのか。環境に対して後ろ向きになってしまうと。

(事務局)

提案を認めると、神戸市だけ環境に関する評価が省エネだけになる恐れがあり、そうではなくトータルに環境に対する評価を行い、住民や事業者にも普及啓発を図っていく必要があるため、現行の運用を継続したいと考えている。

(委員)

事業者の負担軽減という視点だけで、環境に対して後ろ向きの議論をするのはよくないのではないかと感じた。

(委員)

県条例で CASBEE の届出を義務づけているということだが、出さなければどうなるのか。 インセンティブが不要だから出さないとすれば、任意と言えるのでは。出さなければ過料というような仕組みがあるのか。

(所管部局)

建築確認申請などが別途あるので、建築活動をしたことは把握できる。その上で、届出していないものには、出すように指導をしている。届出が前提ではあるが、過料などはない。

(委員)

担保措置のない、制裁のない義務というものだ。となると、実は限りなく任意に近いのかもしれない。届出していないことについて、公表などはするのか。

(所管部局)

公表はしていない。

(委員)

すると、法律的にも難しい問題だが、これは義務なのか、それとも努力義務なのか検討の必要がある。実態として努力義務なのであれば、提案内容のように義務を任意にした場合にどうなるのかについて、考える必要がある。

(委員)

CASBEE の評価書は簡易にまとまっていて見やすいが、このような簡易な形での届出を求めているのか。それとも添付書類を大量に求めているのか。項目の一つ一つに添付書類が必要となると、事業者の負担はとても大きいと思う。

(所管部局)

添付書類は、建築確認で提出している資料から抜粋してもらうものと、評価シートを提出してもらう程度で、新たに資料を作る必要はないと考えている。

(委員)

建築確認は膨大な資料が必要で、これは理解できる。ここから重複しているものをまとめ直すのは、事業者にとっては手間なのかもしれない。既に提出しているので、これ以上の手間をかけたくないという事業者の気持ちも分かるが、環境への配慮も非常に重要なことで、どのようにバランスを取るかだ。

(委員)

評価の手間についてはどうか。

(所管部局)

CASBEE には様々な評価項目があるが、評価ソフトがあるため、数字を入力すれば点数が

出るというオートマチックな評価である。

(委員)

設計事務所などに依頼すればすぐにでき、手間はあまりないということか。

(所管部局)

手間がないとまでは言えないが、2,000 m<sup>2</sup>という大規模な建物を建てるときには、それぐらいのことはしてしかるべきと考えている。

(委員)

それでは、以下の3点について整理をお願いします。1つ目は神戸市の提案の意図。2つ目は届出の義務についてその実態がどうかということ。3つ目はCASBEEから項目を抽出するなど、簡易な方法で省エネ性能表示が出せるかという、CASBEEと省エネ性能評価の関係性についてある。

#### 《審議を踏まえた対応方針》

提案や規制の実態について状況や課題を確認し、次回会議で報告し再度審議する。

#### ⑥ 保安林内伐採・作業許可申請の電子化

(委員)

意見無し

#### (3) その他

(オブザーバー)

今日は建築物の新築等の手続で提案があったが、人口が減少する中で、役割を果たした施設を解体する必要があり、その際のアスベストの問題が社会問題となっており、厳しく規制されている。建物の解体時にアスベスト調査をする必要があるが、サンプルの取り方が、設計事務所等の担当者の考えにより、厳密に捉えて多数取るものとそうでないものがある。建物を作る際には、部屋によって違う材料を使うことはあまりないが、サンプルが増えると検査がとても高額となる。単に、厳密にやればそれでよいという話ではなく、合理的に安全性を確認するために、資格者への指導をお願いしたい。行政は規制が一つの大きな仕事だが、実際に現場を見る担当者の考えで、その判断が分かれることがあるので、できるだけ効率的、合理的に、多角的に考えて規制をすることを考えてほしい。

(委員)

建物の取り壊しはどこが所管か。

(所管部局)

リサイクル法の届出は我々だが、アスベストの申請は他の部局となる。以前は、建築士や設計者など現場の人が検査をしていたが、法改正で10月からは講習を受けた資格者しかできなくなった。そのため、マニュアルなどもあるだろうから、ばらつきは一定収まるのではないか。アスベスト問題については相談業務やアドバイザー派遣も行っており、不明な点や疑問点については行政としても対応させて頂いている。

(オブザーバー)

統一していかないと、担当者によって異なるのは非常に不合理だ。講習を通じて、きちんと合理的、科学的調査をするという指導を行っていくことも、行政として必要だ。

(委員)

過去に古い建物を解体することがあったが、非常に大変だった。最近はアスベストの話があまり出ないが、建物を壊す際には注意していかないといけない。

(オブザーバー)

今は、アスベストは材料から規制されているが、昔の建物は様々なものに使われている。固められて飛散しないようなものならよいが、そうでなければ解体時に空気中に飛散しないよう、完全に覆うなどする必要がある。処分についても、指定された処分場に限定されており、これからますます大きな問題である。

(委員)

こちらについては、案件とする必要はないか。

(オブザーバー)

はい。このような問題があるということだ。